

水化学部会運営小委員会申し合わせ

平成 20 年 9 月 4 日 第 3 回部会総会承認
平成 20 年 10 月 1 日 施行
平成 22 年 3 月 26 日 第 6 回部会総会承認
平成 22 年 9 月 17 日 第 7 回部会総会承認
平成 24 年 3 月 19 日 第 9 回部会全体会議承認

(目的)

第 1 条 本申し合わせは日本原子力学会水化学部会（以下「部会」）内に設置する運営小委員会の構成，ならびに運営委員および監事の選任方法について定める。

(構成)

第 2 条 運営小委員会は部会長 1 名，副部会長 4 名以内，および担当委員 20 名以内の運営委員で構成する。

2 運営小委員会は，以下の各号に掲げる担当委員を設ける。各委員の担当は運営委員間の互選により決定する。なお，運営委員は複数の担当委員を兼任することができる。

- (1) 庶務委員
- (2) 企画担当委員
- (3) 広報・編集担当委員
- (4) 財務担当委員
- (5) 将来構想検討ワーキンググループ担当委員
- (6) 定例研究会小委員会担当委員
- (7) ロードマップフォローアップワーキンググループ担当委員
- (8) 燃料・水相互作用ワーキンググループ担当委員
- (9) 構造材・水相互作用ワーキンググループ担当委員
- (10) 被ばく・廃棄物低減ワーキンググループ担当委員

3 運営委員とは別に部会員から監事 2 名以内を設ける。

4 運営小委員会の運営を支援するため，部会長が推薦する者を顧問とする。また，特に顕著な貢献のあったものを特別顧問とする。

(監事)

第 3 条 監事は運営小委員会に出席し，部会活動，ワーキンググループおよび小委員会活動が適切に執行されていることの監理を行う。

2 監事は運営小委員会が合理的かつ効率的に運営されるよう，部会長に意見を述べることができる。

(任期)

第4条 運営委員および監事の任期は「水化学部会規約」に定めるとおりとする。

- 2 やむを得ぬ理由により任期途中で退任する場合には、代行者を立てることができる。代行者は運営小委員会で選任し、部会員または部会全体会議に報告する。

(選挙)

第5条 運営委員および監事の選任を行うため、部会員による選挙を行う。

(選挙管理小委員会)

第6条 選挙を公正に執行管理するため、部会に選挙管理小委員会を置く。

- 2 運営小委員会は、適切な時期に選挙管理小委員会を発足させねばならない。
- 3 選挙管理小委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成し、運営委員および監事選挙に必要な業務を行う。
 - (1) 選挙管理小委員会委員長 1名
 - (2) 選挙管理委員 2名
- 4 選挙管理小委員会委員長は部会員より選任し、選挙管理委員は選挙管理小委員会委員長が部会員から選任する。

(候補者の推薦)

第7条 運営委員および監事の候補者は、部会員であって他に部会員2名以上が推薦するものとする。ただし、候補者数が定員に満たない場合は運営小委員会が推薦する者も候補者とする。

- 2 運営委員および監事の候補者推薦は、部会長候補者、副部会長候補者、担当委員候補者および監事候補者に分けて行う。
- 3 候補者の受付期間は2週間とする。
- 4 選挙管理小委員会委員長および選挙管理委員は、運営委員および監事の候補者になることができない。

(選挙方法)

第8条 選挙は、部会長候補者、副部会長候補者、担当委員候補者および監事候補者に対してそれぞれ信任投票方式で、郵送、電子メール等による投票方法で行う。なお、投票は記入方式にて行う。

- 2 投票期間は2週間とする。
- 3 部会員は候補者に対して、信任票、不信任票、棄権票のいずれかを投ずる。
- 4 有効投票数の過半数以上の信任を獲得した候補者で、獲得信任票が多い候補者を順に当選者とする。
- 5 獲得信任票が同数であった場合は、不信任票が少ない候補者を順に当選者とし、信任票および不信任票がともに同数であった場合は棄権票が少ない候補者を順に当選者とする。

(選挙結果の報告)

第9条 選挙管理小委員会委員長は、運営委員および監事の候補者の選挙後、その結果をすみやかに部会員ならびに部会全体会議に報告しなければならない。

(担当運営委員)

第10条 この要領に関し、選挙管理小委員会の発足その他について、主に庶務委員が発議の任に当たる。

(例外処理)

第11条 本申し合わせおよび関連する規定等に定めのない事態が生じたときは、運営小委員会あるいは選挙管理小委員会は、関連する規定等の趣旨を尊重して運営小委員会にて審議し運営委員の3分の2以上の賛成をもって適切な措置を取ることができる。
ただし、部会全体会議に報告し、その出席者3分の2以上の了承を得なければならない。

(改定)

第12条 本申し合わせの改定は、運営小委員会の発議に基づき、部全体会議で審議を経るものとする。

附則

- 1 この申し合わせは平成24年3月20日から施行する。
- 2 改定履歴
 - ①平成22年10月1日 「水化学部会運営委員会内規」として制定
 - ②申し合わせに変更